

平成 30 年 3 月 30 日  
事 務 連 絡

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局 市街地建築課長

「再開発の枠組みを活用した団地型マンション再生マニュアル」  
の策定について

貴団体におかれましては、平素より、マンション政策行政の円滑かつ適正な運用にご協力頂き、感謝いたします。

平成 28 年 9 月に、都市再開発法の改正を含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、共有土地に係る組合員数の算定方法の見直しを含む所要の改正が行われ、土地を共有する団地型マンションの建替えを市街地再開発事業として行う場合に、各共有者をそれぞれ 1 人の組合員として扱い、3 分の 2 合意での事業推進が可能となったところです。

これを踏まえて、国土交通省は「住宅団地の再生のあり方に関する検討会（第 2 期）（座長 浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授）」（以下「第 2 期検討会」という）を開始し、再開発の枠組みを活用した団地型マンションの再生のあり方等について検討を行い、今般、「再開発の枠組みを活用した団地型マンション再生マニュアル」を策定しましたので別添 1 のとおりお知らせいたします。

なお、第 2 期検討会においては、「建築基準法第 86 条第 1 項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドライン」についても、別添 2 のとおり取りまとめられましたので、ご参考にお送りいたします。